

序章 都市計画マスタープランの目的

(1) 目的

都市計画マスタープランは、市民・事業者等の理解と協力の下、雇用を創出する産業の振興、定住化を促進する生活環境の整備を図るため、その前提となる土地利用や市街地形成等について具体的な将来像を定めるものです。また、道路、公園、下水道等の施設整備の課題への対応として、中長期的な取組の方向を明らかにするものです。

(2) 見直しの背景

本市では、平成 18 年に旧姫路市の、平成 12 年に旧香寺町の都市計画マスタープランを策定し、都市計画法に基づく土地利用規制等の見直しや道路、公園、下水道等の都市施設の計画的な整備を進めてきました。

しかしその後、人口減少社会や超高齢社会の到来など本市を取り巻く環境は大きく変化しています。また、東日本大震災の教訓から、安全・安心なまちづくりへの対応がますます重要となっています。このような状況の変化に対応するため、その道筋を明らかにした、新たな「姫路市都市計画マスタープラン」を策定します。

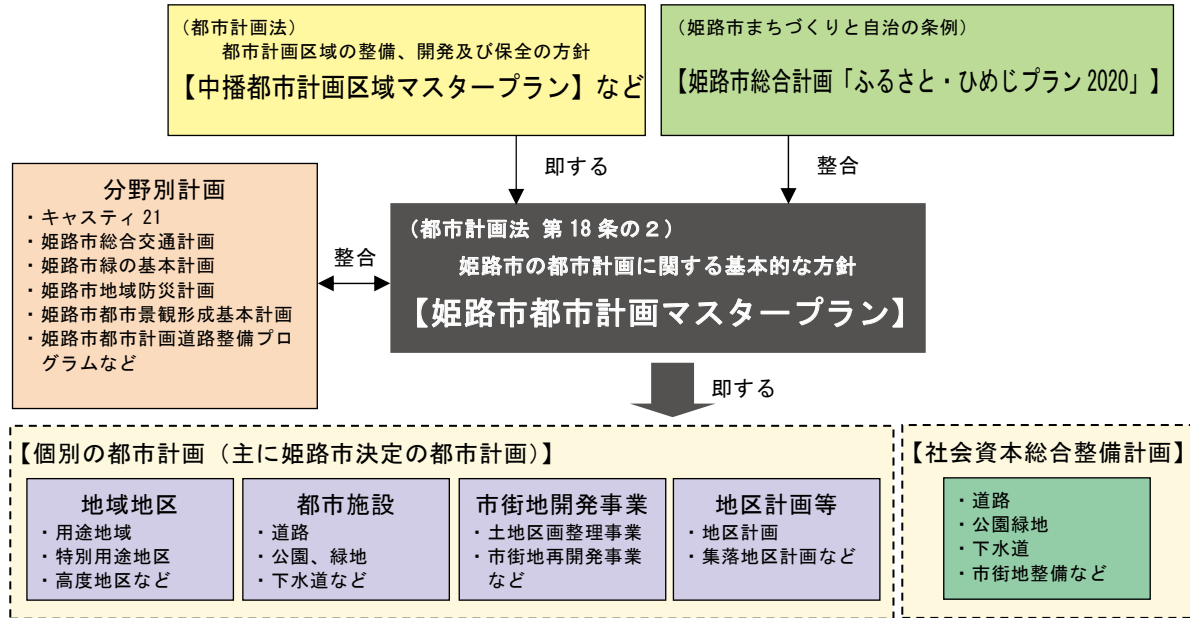
■ 本市を取り巻く環境の変化

- 市町合併による市域の拡大
- 人口減少社会や超高齢社会の到来
- 道路、公園、下水道など都市施設整備の進捗
- 地球環境問題、東日本大震災を教訓とした安全・安心なまちづくりの要請

(3) 位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定します。

都市計画法に基づき本市が定める土地利用規制や各種施設計画の決定・変更の指針となるほか、「社会資本総合整備計画」の上位の方針として位置付けます。



■ 姫路市都市計画マスタープランの位置付け

(4) 構成等

① 対象区域

対象区域は、都市計画区域を中心とした市内全域（約534km²）とします。

② 目標年次

基準年次を平成 22 年（2010年）とし、目標年次を 20 年後の平成 42 年（2030 年）とします。ただし、上位計画等が改定された際には、必要に応じて本マスタープランの見直しを行います。

③ 構成

市内全域を対象とした「全体構想」と、地域ブロックごとに定める「地域別構想」の 2 段階構成とします。

全体構想・・・目指すべき都市像と将来都市構造を定めた上で、その実現に向けた分野別の基本方針を明らかにします。

都市づくりの目標

- 目指すべき都市像
- 目標とする都市構造

分野別の基本方針

- | | |
|---------|--------|
| ● 土地利用 | ● 生活環境 |
| ● 交通 | ● 防災 |
| ● 水と緑 | ● 景観 |
| ● 市街地整備 | |



地域別構想・・・地域ブロックごとに地域の特性を生かしたまちづくりの方針を明らかにします。

地域づくりの方針

- | | |
|--------|-------------------------|
| ● 中部第一 | ● 東部 |
| ● 中部第二 | ● 北部 |
| ● 網干 | ● 西部 |
| ● 広畑 | ● 香寺 |
| ● 飾磨 | ● 都市計画区域外
(家島、夢前、安富) |
| ● 灘 | |



実現化方策・・・将来像の実現に向けた取組と都市計画マスタープランの見直しの考え方を示します。

■ 本マスタープランの構成